

## 吉富町の企業立地促進制度について（お知らせ）

吉富町では、町内における企業立地を促進するため、平成17年4月1日から、町内に事業所等を新設、増設又は移設した場合に、設置する事業所等の土地、家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額の2分の1を奨励金として3年間交付する制度を設けています。詳しいことは次のとおりです。

項目	内 容	
対象地域	町内全域	
対象施設	事業所	① 物の製造、加工等の製造業を営むための施設 ② ソフトウェアの開発、情報処理、情報提供等の情報関連事業を営むための施設 ③ 道路貨物運送業、梱包業を営むための施設
	研究開発施設	① 新たな製品の製造、新たな技術の開発又は現に企業化されている技術の改善を目的とした試験研究のために使用する施設
対象者	自らの事業の用に供するため取得（賃貸を含む。）した用地に設置した者	
交付要件	新設の場合	投下固定資産総額2億円以上で、かつ、町民の雇用5人以上の事業所等を設置した者 ※中小企業者（中小企業基本法第2条に規定するもの）は、投下固定資産総額5千万円以上で、かつ、町民の雇用2人以上の事業所等
	増設・移設の場合	投下固定資産総額3千万円以上で新たに事業所等を増設、移設した者 ※生産設備の取替えは除く
奨励金	設置する事業所等の土地、家屋及び償却資産に課される固定資産税の2分の1に相当する金額	
交付期間	固定資産税が初めて課される年度から3年間	
手続き	事業所及び研究開発施設の新設、増設又は移設工事の着工前までに、奨励事業所等指定申請書に必要書類を添えて、町長に申請	
その他	事業所等の周辺地域の生活環境を保全するとともに、必要な対策及び適切な措置を講じなければなりません。	

お問い合わせ 吉富町役場企画財政課（電話 0979-24-4071）